

## 石川県能登町議会

### (事績1) 政策づくりと監視機能を十分に発揮している議会

#### 1. 通年の会期制の導入

能登町議会では、平成26年11月1日から通年の会期制を導入したことにより、町長の専決処分を必要最低限に抑制できるなど、議会の監視機能の充実と強化につながっている。また、災害などの突発的な事案や緊急の行政課題などへの速やかな対応を図ることができるため、年間を通して活動することが可能となっている。

コロナ禍で変化する国等の動きにあわせ審議・議決を行うことができ、また自然災害等にも柔軟に対応できる。

#### 2. タブレット端末の導入

令和2年1月からタブレット端末を導入し、町議会における資料を電子データで管理（ペーパーレス化）することにより、経費の削減と議会運営の効率化を図っている。また、各種資料や過去の資料の閲覧も容易となり、議会活動の活性化を図ることに寄与している。各会議の開催通知や、執行部からの緊急連絡、案内等も速やかに連絡可能となった。タブレット端末には通信機能を持たせており、インターネットの閲覧がいつでも可能であり、議員個人の議会活動に大いに活用している。

感染症まん延防止及び災害の発生等や育児介護などの理由により、全員協議会や委員会への参集が困難と判断される場合には、議会運営が滞ることのないようオンラインを活用し柔軟に対応できるよう会議規則や委員会条例を改正。

### (事績2) 住民に開かれた議会

能登町議会は、議会の審議・活動状況を広く町民に周知し、開かれた議会、親しみやすい議会を目指すとともに、円滑な町政の推進を図るため、「のとちょう議会だより」を発行している。また、ケーブルテレビで議会中継を実施するなど、傍聴しやすい環境に努めている。

#### 1. 議会だよりの発行

能登町議会は、「のとちょう議会だより」を年4回（2月・5月・8月・11月）発行し、全戸配布している。

各号の編集は、広報編集特別委員会が担当し、定例会議や随時会議の概要、委員会の活動や町議会の活動をお知らせしている。また、毎号、町民インタビュー記事を掲載し、町民にわかりやすく親しみやすい広報紙となるよう努めている。

## 2. ケーブルテレビでの議会中継、ホームページでの録画放映

能登町議会では、議会への関心を深めていただくため、町のケーブルテレビによるライブ中継（一般質問のみ）や、録画による放送、町ホームページにおいても本会議の様態を視聴することができる。

また、会議規則を改正し、出産や育児、介護、配偶者の出産等、欠席事由を具体的に明記することで、女性や若者などが立候補しやすい環境を整え、議員のなり手不足の解消に努めている。

## 3. 傍聴しやすい環境

議会の傍聴案内を町ホームページ、議会広報紙に事前にお知らせし、当日は受付で住所・氏名・年齢を受付表に記入するだけで傍聴することができる。また、傍聴席へは電動イスが設置されており、車いすでの入場も可能。傍聴者には、議事日程や一般質問一覧を配布し、会議内容をわかりやすくしている。

## （事績3）地域活性化のため特別な取組みをした議会

能登町議会は、コロナ禍における議員活動の自粛や制限が余儀なくされる中、タブレット端末を活用し、委員会ごとに受講したいテーマを決め、オンラインにて積極的に議員研修を行っている。

また、基本条例に掲げられているとおり、町民の意見等を把握し、議会活動に反映させるため、「議会と語ろう会」や、議会と区長会連合会との意見交換会を開催している。

一方で、会議規則、委員会条例の改正や、新型コロナウイルス感染症に係る対応方針の作成により、感染症まん延防止及び災害の発生等、議会への参集が困難と判断される場合には、議会運営が滞ることのないようオンラインを活用し委員会等に出席できるよう柔軟に対応

できる環境も整えている。

また、会議の案内や、執行部からの連絡、コロナ感染症など災害等の報告にもタブレット端末を活用し、議会運営の円滑化と情報共有の強化を図っている。